

2022年2月4日

荷主各位

マースク AS
カスタマーエクスペリエンス**中華人民共和国長江保護法に関する危険品お引き受け規制について (1)**

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

掲題、2021年3月に施行された「中華人民共和国長江保護法」(Yangtze River Protection Law) につきまして、この度上海港湾局(MSA)からの通知により2022年3月1日から危険品貨物お引き受けの規制が強化されることとなりました。今後該当ターミナルに寄港する本船への危険品ブッキングに関しまして、ブッキング時にCAS no記載のMSDSの提出が必須となりますので、下記にて詳細をご案内いたします。また本規制に伴い、該当ターミナルにて寄港を予定しております一部危険品貨物について、上海港湾局(MSA)からお船積みに制限がかかる可能性がございます。詳細については確認が取れ次第追ってご連絡いたします。

本件についてご不明な点がございましたら、jp.export@maersk.com/jp.import@maersk.com またはカスタマーエクスペリエンスまでお問い合わせ下さい。

敬具

記

【CAS no 記載の MSDS 提出が必須となる対象危険品貨物】
該当ターミナルに寄港する本船(揚げ・積み・積替え・通過)に積載予定の全ての危険品貨物

該当ターミナル
SHANGHAI MINGDONG TERMINAL
SHANGHAI EAST CONTAINER TERMINAL
SHANGHAI WAI GAO QIAO TERMINAL

Sakura Express 航路が寄港する SHANGHAI GUANDONG TERMINAL は対象外になります。
SHANGHAI の積替えターミナルについては Booking confirmation にてご確認頂けます。

以上